（公営企業の経営改革）

上下水道事業や病院事業をはじめとする地方公営企業は、住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。その経営環境が人口減少等により一層厳しさを増す中でも、将来にわたり役割を果たしていくためには、事業のあり方を絶えず見直し、経営改革を行っていくことが求められる。

このため、各公営企業は、経営環境の変化に応じ、自ら事業の意義等を検証し、事業廃止、民営化、広域化等[21]及び民間活用といった抜本的な改革の検討[22]と、経営戦略及び新公立病院改革プランの早期策定・公表・実行を、一体として推進することが重要である。

その推進に当たっては、投資水準の見直しや必要な財源確保、効率化・経営健全化の取組方針を明らかにし、経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図ることが重要である。また、各公営企業がこれらの取組をより的確に進めるために、国は、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の作成・公表による「見える化」を推進すべきである。

上下水道事業の抜本的な改革の検討に当たっては、増大する更新需要に適切に対応するため、経営基盤の強化・経営効率化等に資する広域化等やＰＰＰ／ＰＦＩを含む更なる民間活用を推進すべきである。広域化等については、最も効果が期待できる事業統合を視野に入れ、施設の共同化や管理の共同化なども含め多様な形態の中から、都道府県の積極的な参画も得つつ地域の実情に応じた検討が行われるよう、国は必要な支援を行うことが適当である。病院事業の抜本的な改革の検討に当たっては、少子高齢化による医療需要の変化に適切に対応するため、地域医療構想を踏まえ、経営形態の見直し、再編・ネットワーク化等の更なる経営改革の取組を推進すべきである。

公営企業の広域化等について、ＫＰＩ（数値目標）を掲げて３年程度の間に加速すべきとの議論がある。しかしながら、広域化等の実現に当たり、先進事例においても相当の時間を要しているのが実態である[23]。これは、地域の実情に応じた適切な対応のために、的確な分析に基づく関係地方自治体や議会・住民との議論・調整のプロセスが必須だからである。このようなことを踏まえると、国は、短期間の目標を設定して広域化等を強いるのではなく、全国的に構築された道府県ごとの検討の場などにおける主体的な検討が円滑に進むよう、先進的な取組の紹介など必要な助言や支援を積極的に行うべきである。

また、不採算地区以外の病院については、一般会計からの繰出金への依存を減らすべきとの議論がある。民間病院による医療提供が困難なへき地等の不採算地区以外の公立病院においても、その経営に伴う収入のみをもってその経費をまかなうことが困難な救急、周産期、小児医療等の不採算・特殊部門等について、住民生活に不可欠なサービスを確保するためには、一般会計からの繰出しが必要である。

⑵　財政マネジメントの強化

（地方公会計の整備）

地方自治体の財政状況について、財政の効率化・適正化を図る[24]ため、発生主義・複式簿記といった企業会計の考え方及び手法を活用した財務書類の開示を進めていくことが重要である。

平成29年度は、地方自治体における統一的な基準による財務書類等の整備に係る要請期間の最終年度である。国は、財務書類等が確実に整備されるよう、地方自治体の事務負担や財政負担の軽減措置を引き続き講じるとともに、先進団体の事例の収集、普及を行うなど、財務書類等が予算編成等に積極的に活用されるよう支援を行うべきである。

（公共施設等の適正管理）

これから大量に更新時期を迎えることが見込まれる公共施設等の管理については、住民サービスの安定的な提供や災害発生時の安全確保等のための対策を、厳しい財政状況や人口減少社会における住民のニーズの変化等を踏まえつつ、計画的に実施していく必要がある。

各地方自治体は、これまで、公共施設等総合管理計画の策定を行ってきた。今後は、更に各施設の対策方針を定めた個別施設計画の策定を、できる限り早期に進めていくことが必要である。国は、地方自治体における個別施設計画の策定が円滑に進むよう、それぞれの所管施設について計画策定上の留意点を示すなど、必要な支援を行うべきである。また、各地方自治体においては、個別施設計画に基づく施設の集約化・複合化や老朽化対策等について、平成29年度に創設された公共施設等適正管理推進事業債も活用しながら、積極的に取り組んでいくべきである。

４．地方創生等への対応

⑴　自主性・主体性を発揮したまち・ひと・しごと創生の推進

少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少がもたらす諸課題を克服し、将来にわたる成長力の確保を目指す地方創生は、我が国の重要課題の一つである。

人口減少等により生じる課題やそのための対処方針、目指すべき姿は地域ごとに様々であることから、地方創生は、地方自治体が自主性・主体性を発揮して、地域の実情に応じて取り組むべきものである。現在、「地方版総合戦略[25]」に基づき、それぞれの地方自治体での取組が本格化しているが、昨年５月の当審議会意見でも述べたとおり、住民の参加のもとで地域の将来が議論されるとともに、解決すべき課題や具体的な対策を共有し、地域の全ての構成員が将来像の実現に取り組む姿は、地方自治そのものである。

地方自治体が自主性・主体性を最大限発揮できるようにするため、平成27年度より「まち・ひと・しごと創生事業費」が地方財政計画の歳出に計上されたところであるが、人口減少の克服のような構造的な課題の解決には長期間を要する。全国各地で「地方版総合戦略」に基づく施策が展開される中、域外からの移住者が増加する地方自治体があるなど、着実にその成果が現れつつある。地方自治体が取り組んでいる地方創生の取組が途切れることのないよう、平成30年度以降も財源を確保し、息長く支援すべきである。

⑵　地域経済の好循環・地域の自立促進

地域の活性化は、税源の涵養を通じて税収の増加をもたらし、地域の自立や地方財政の質の向上につながる。地方自治体は、地域の個性を活かした産業振興、雇用創出等による地域経済の活性化策を展開している。こうした創意工夫を力強く推進する[26]ことにより、経済環境の変動等にも強い地域経済への転換と地域雇用の創出等による、地域経済の好循環の拡大が期待される。

また、地域活性化のためには、経済の活性化に向けた取組に加え、地域の連携を支援し、自立的な地域経営[27]を確立するとともに、地域の担い手となる人材の確保に向けた取組や、地域の課題解決のための組織の形成・運営を支援する取組を行う[28]ことが必要である。

おわりに

地方税財政をめぐる当面のあり方に関しては、これまで詳細に述べてきたとおりである。地方自治体は、厳しい財政状況の中、増加が著しい社会保障を含む公共サービスに必要な財源を確保するため、創意と工夫を重ねながら財政運営に努めている。

地方自治体には財政運営を含めて、説明責任を果たす必要があるのは当然のことであるが、国の過度な介入により、各地方自治体の自主的な判断に基づく健全な財政運営が損なわれるようなことはあってはならない。

憲法と地方自治法の施行から70年の節目を迎えた今年は、1,788の全地方自治体が人口減少や超高齢化という日本が抱える大きな課題の克服に向け、住民やＮＰＯ法人などと連携・協働しながら、一歩、二歩を踏み出した年としても節目となるだろう。

課題の克服には相当長期の取組が必要となる。それこそ今後の「70年」をかけ、次の世代あるいはその次の世代に引き継ぎながらの、息の長い活動にならざるを得ない。そうした覚悟が必要ではないだろうか。

国に求められているのは、列島の隅々まで広がるこうした地方自治体と住民などの活動をしっかり支えることである。地方自治体の声に耳を傾けながら、必要な制度改正や対策を取る。とりわけ財政面での裏付けに万全を期することである。

国と地方がそれぞれの役割を担うことにより、未来への展望を切り拓く。そうした希望と認識を共有していかなければならない。